

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和3年3月12日(金)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室／
障害児・発達障害者支援室

目 次

1	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等について……………	1
2	障害福祉サービス事業所等の新型コロナウイルス感染症への対応に係る支援について……………	173
3	障害福祉関係施設等の整備について……………	175
4	障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について…………	182
5	障害福祉分野における文書量削減に向けた取組について……………	196
6	肢体不自由児通所医療等・療養介護医療等に係る見直しについて…………	198
7	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	208
8	強度行動障害を有する者等に対する支援について……………	225
9	訪問系サービスについて……………	230
10	障害者の就労支援の推進等について……………	248
11	雇用施策と福祉施策の連携について……………	273
12	障害者優先調達推進法について……………	280
13	相談支援の充実等について……………	286

14	障害者虐待の未然防止・早期発見等について……………	294
15	成年後見制度の利用促進について……………	298
16	障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について……………	306
17	障害児支援について……………	321
18	発達障害者支援施策の推進について……………	347
19	その他……………	353

1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等について

(1) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定については、昨年末の令和3年度予算の編成過程において、改定率は全体で+0.56%とし、感染症等への対応力を強化するとともに、サービスごとの報酬の設定においては、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、サービスごとの収支状況を踏まえつつ、メリハリのある対応を行うこととされたところである。

なお、改定率のうち+0.05%は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価であり、これを踏まえ、令和3年4月から同年9月までの間、通常の基本報酬に0.1%の上乗せを行う（満年度換算で+0.05%）。

具体的な改定内容については、昨年2月より、厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、関係団体からのヒアリングを実施した上で、有識者の意見を踏まえながら検討を積み重ね、本年2月4日に「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を取りまとめた。

今回の報酬改定では、以下の6つの基本的な考え方にに基づき、各サービスの報酬・基準について、必要な改定を行うこととしている。【関連資料1】

- ① 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- ② 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
- ③ 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- ⑤ 感染症や災害への対応力の強化等
- ⑥ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

なお、改定内容の詳細については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要をご参照いただきたい。【関連資料2】

(2) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

今回の報酬改定の施行に向けた今後の予定としては、まず、報酬告示（平成18年度告示第523号他）等については、改定内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3月下旬に公布する予定である。

また、報酬に関する関係通知やQ&Aについても、同じく3月下旬を目途に発出する予定としており、各都道府県等におかれては、あらかじめご了承ください。

だくとともに、管内市町村や事業所等への情報提供をお願いします。

（３）各種加算等の届出時期について

障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、４月から加算等の算定を開始する場合、３月１５日までに各都道府県知事等へ届出を行う必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、平成３０年度報酬改定の際の取扱いと同様に、４月中に届出がなされた新規の加算等については、４月１日に遡って算定することを可能とする取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県等において柔軟な設定を行って差し支えない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

令和3年2月4日

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：＋0.56％ ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価＋0.05％（令和3年9月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児者を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）

【新設】重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位/日 ※ 区分4以上の強度行動障害を有する者

② 医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算 120単位/日

③ 強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援助従事者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

④ 基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】区分6:1,104単位/日、区分5:988単位/日、区分4:906単位/日、区分3:721単位/日

【見直し後】区分6:1,105単位/日、区分5:989単位/日、区分4:907単位/日、区分3:650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



⑤ 夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※ 1

夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置

夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

➡（Ⅰ）に上乗せで加算 ※ 2

※ 1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が5人の場合 【現行】（区分に関わらず）269単位/日 ⇒ 【見直し後】区分4以上:269単位/日 区分3:224単位/日 区分2以下:179単位/日

※ 2 【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日

※ 重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者に加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考)基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位/月	817単位/月

● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算

（同行支援の回数にかかわらず）500単位/月

【見直し後】同行支援加算

（月2回まで）500単位/月 （月3回）750単位/月 （月4回以上）1,000単位/月

● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 + 50単位/日

・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日

・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月（体制加算）

・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回（月1回を限度）

・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

（参考）全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がある
令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）
令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

地域生活支援拠点等



緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

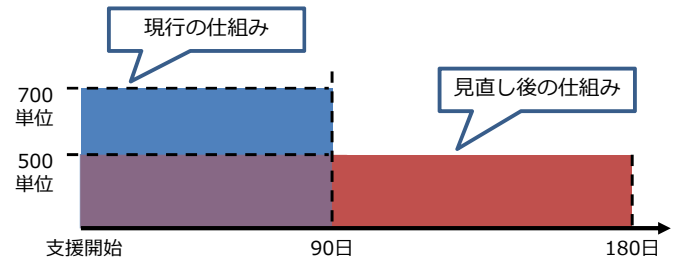
（参考）地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）
（計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）
（地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

重度障害者支援加算の見直し（生活介護・施設入所支援）

1. 共通事項

- 強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適應するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

- ・ 算定期間：（現行）90日 →（改正後）180日
- ・ 単位数：（現行）700単位 →（改正後）500単位



2. 生活介護（強度行動障害関係）

- 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。

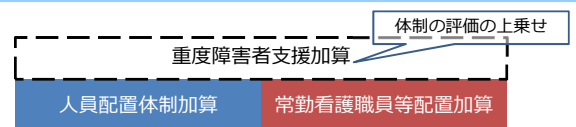
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備 7単位/日
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施 180単位/日

3. 生活介護（重症心身障害者関係）

- 重症心身障害者の受入を評価するため

- ・ 人員配置体制加算（Ⅰ）※直接処遇職員を1.7:1以上配置
- ・ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）※常勤換算で看護職員を3人以上配置

を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。



質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- ① 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- ② 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務負担負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- ③ 常勤専従職員員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

[令和3年改定後の段階別基本報酬単価]				
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,464単位	1,864単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上			1,764単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,462単位		1,672単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,522単位	1,622単位
機能強化なし				1,522単位
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,213単位	1,613単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上			1,513単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,211単位		1,410単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,260単位	1,360単位
機能強化なし				1,260単位

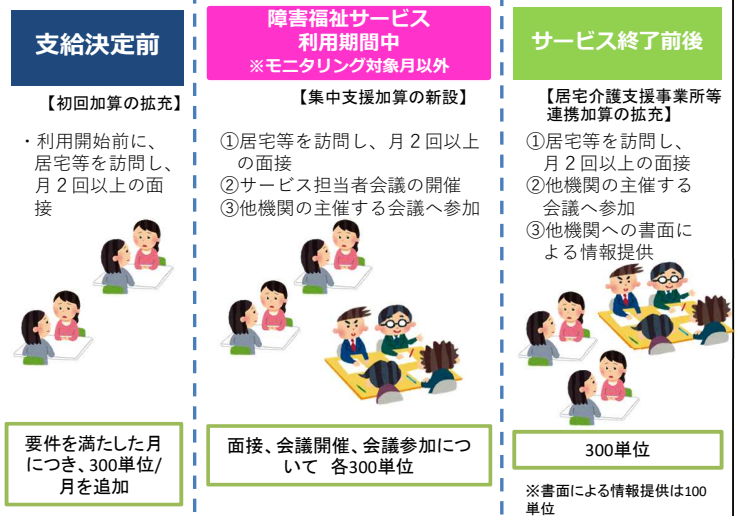
- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
(地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。)



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う



③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の証書書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することとする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
 - ・利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
 - ・モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

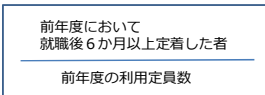
【就労移行支援】

- 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定。

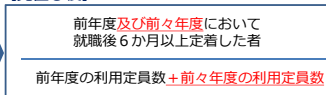
就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】



【見直し後】



- 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

【支援計画会議実施加算】 583単位/回（新設）
（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）



【就労定着支援】

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月

【見直し後】

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

- 支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有することを要件とする。

【現行】

「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定

【見直し後】

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

- 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】 579単位/回（新設）
（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）

※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

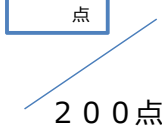
※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標	判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価 5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価 0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 0点～10点で評価

スコア合計点



スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

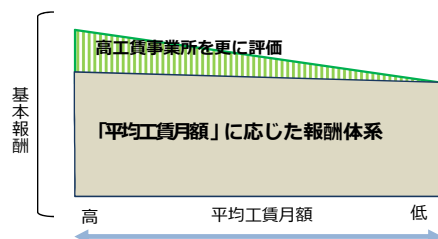
見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）
 - 高工賃を実現している事業所を更に評価
 - よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位



- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設

【地域協働加算】（新設） **30単位/日**
利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設） **100単位/月**
就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。



「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（新設）

地域協働加算（新設）
ピアサポート実施加算（新設）

基本報酬

加算

（※） 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

医療型短期入所の受入体制強化

1. 基本報酬

- 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営実態も踏まえつつ、基本報酬を引き上げる。
(例) 医療型短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,907単位/日 → (改正後) 3,010単位/日
医療型特定短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,785単位/日 → (改正後) 2,835単位/日

2. 医療型短期入所の対象者の整理

- 障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者を対象とする。
- 障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者について、療養介護の対象者として明文化されることから、医療型短期入所においても、より単位数の高い報酬区分の対象者とする。
- 医療的ケアの新判定スコアにおいて、16点以上である障害児を対象とする。

3. 特別重度支援加算の算定要件と単位数の見直し

- 特別重度支援加算の算定要件について、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者や医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児を医療型短期入所の対象者とするに伴い、いわゆる「動ける医ケア児」に対する支援を実施した場合にも特別重度支援加算を算定可能となるよう、「運動機能が座位まで」の要件を削除。
- その上で、利用者が必要とする医療的ケアの判定スコアの合算点数に応じて、単位数にメリハリをつける。
(現行) 388単位/日 (改正後) 610単位/日 (25点以上) 又は 297単位/日 (10点以上)

4. 日中活動支援の評価

- 医療型短期入所の利用者は、当該短期入所事業所から通所事業所へ通うことに困難を伴うことが想定される。
- 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要されている場合であって、当該事業所において、保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価する加算を創設する。

医療的ケア児者に対する支援の充実（全体像）

■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	児童発達支援 放課後等デイサービス	新 基本報酬の新設 (一般事業所)	いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「3:1(新スコア15点以下の児)」「2:1(新スコア16~31点の児)」又は「1:1(新スコア32点以上の児)」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
		改 看護職員加配加算の要件 緩和(重心事業所)	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
		改 看護職員の基準人員への 算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 (※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く)
	福祉型障害児入所施設	改 看護職員配置加算の要件 緩和	(障害児通所支援と同様に) 看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	生活介護	新 常勤看護職員等配置加算 (Ⅲ)	常勤換算で看護職員を3人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設。
共通	サービス共通(短期入所・ 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、 就労継続支援、共同生活援助、 児童発達支援、放課後等デイサービス)	医療連携体制加算 改 一部 新	・従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、 医療的ケアの単価を充実 させ、非医療的ケア(健康観察等)の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。 ・通常は看護師配置がない 福祉型短期入所 でも、 高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

■ 看護職員の配置以外の改定項目(再掲:詳細は各サービスの改定資料を参照)

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	改 対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
		改 特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	新 医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

児童発達支援センターの報酬等の見直し

○ 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。

- ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
- ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
- ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価

- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
○ 児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

現 行		見 直 し 後	
加算	1.理学療法士等 46単位 2.児童指導員等 34単位 3.その他 20単位	加算	100単位 125単位 1.理学療法士等 42単位 2.児童指導員 27単位 1.理学療法士等 42単位 2.児童指導員等 27単位 3.その他 20単位 ①個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅱ ③専門的支援加算 児童指導員等加配加算
	児童指導員等加配加算Ⅰ		
基準人員	《基本報酬》 929 単位	基準人員	《基本報酬》 930 単位
	保育士or児童指導員		保育士or児童指導員
	児童発達支援管理責任者		児童発達支援管理責任者
	管理者		管理者

※単位数は障害児（難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く）に支援する場合の定員 41人以上50人以下の場合を記載
※上記図の高さは単位数とは一致しない

児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直し

○ 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算に組み替える。

- ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
- ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
- ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価

- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）
○ さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
○ 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

現 行		見 直 し 後	
加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	加算	100単位 125単位 1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員 123単位 1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員等 123単位 3.その他 90単位 ①個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅱ ③専門的支援加算 児童指導員等加配加算
	児童指導員等加配加算Ⅱ		
加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	加算	100単位 125単位 1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員 123単位 1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員等 123単位 3.その他 90単位 ①個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅱ ③専門的支援加算 児童指導員等加配加算
	児童指導員等加配加算Ⅰ		
加算	12単位	加算	児童指導員等配置加算
	児童指導員等配置加算		
基準人員	《基本報酬》 830 単位	基準人員	《基本報酬》 885 単位
	障害福祉サービス経験者		保育士or児童指導員 ※障害福祉サービス経験者の経過措置有り(2年)
	保育士or児童指導員		児童発達支援管理責任者
	児童発達支援管理責任者		管理者
	管理者		管理者

※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載
※上記図の高さは単位数とは一致しない

障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

- 「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和2年2月）を踏まえ、障害児入所施設の支援の質の向上を図るため、人員配置基準の見直し（4.3：1→4:1等）をするとともに、基本報酬の引き上げを行う。
- 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行を推進するため、ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価等を行う。

○ 福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し

- ・ 主として知的障害児を入所させる施設（4.3：1）、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設（乳児又は幼児 4:1・少年 5:1）の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直すとともに、基本報酬の見直しを行う。

【人員配置基準の見直し内容】

区 分	現 行	見直し後
主として知的障害児を入所させる施設	4. 3：1	4：1
主として盲児又はろうあ児を入所させる施設	乳児又は幼児 4：1 少年 5：1	4：1
主として肢体不自由児を入所させる施設	3. 5：1	3. 5：1

【参考：児童養護施設の人員基準】

- ・ 0～1歳児 1.6：1（1.3：1まで加算で対応）
- ・ 2歳児 2：1
- ・ 3歳児～就学前 4：1（3：1まで加算で対応）
- ・ 就学児 5.5：1（4：1まで加算で対応）

【基本報酬の見直しの内容】

※定員が31人以上40人以下の場合の例

主として知的障害児を入所させる施設（現行）655単位 → （見直し後）688単位

○ ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価

- ・ 施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置した場合、報酬上の評価を行う。（利用定員、提供児童等に応じた単位を設定 8～159単位）

【ソーシャルワーカーの概要】

区 分	概 要
ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス等に従事した者
配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
主な役割	・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

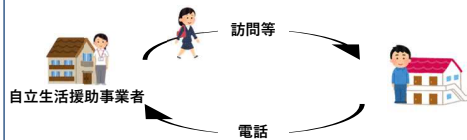
- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

夜間の緊急対応・電話相談の評価

- 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合
(新) イ 緊急時支援加算 (I) 711単位/日

電話による相談支援を行った場合
(新) ロ 緊急時支援加算 (II) 94単位/日



地域移行実績の更なる評価

- 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費

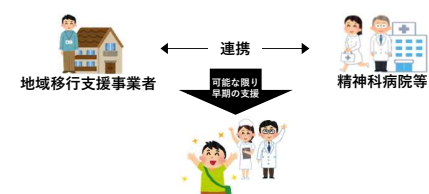
	現 行	改定後
(I)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月
(II)	2,347単位/月	3,062単位/月
(III)		2,349単位/月

(※)地域移行支援サービス費 (I) は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。

可能な限り早期の地域移行支援

- 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。

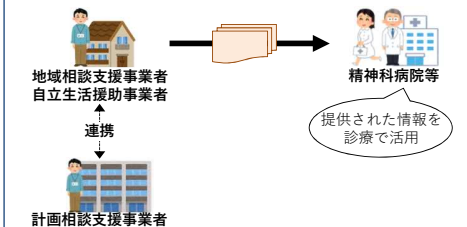
(見直し後) 退院・退所月加算 2,700単位/月
(1年未満で退院する場合) +500単位/月



精神保健医療と福祉の連携の促進

- あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。

(新) 日常生活支援情報提供加算
100単位/回 (月に1回を限度)



居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

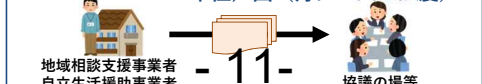
- 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

(新) 居住支援連携体制加算 35単位/月



- 住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

(新) 地域居住支援体制強化推進加算
500単位/回 (月に1回を限度)



ピアサポートの専門性の評価

- ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

(新) ピアサポート体制加算 100単位/月

- (※1) 計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。
- (※2) 就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を別途評価。
- (※3) 身体障害、知的障害においても同様に評価。

経験者としての視点で、リカバリー体験を活かした助言や共に行動をする支援



感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。
- ※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- ※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用

- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。



	事項	対象サービス	内容
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算（新設）	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	支援計画会議実施加算（新設）	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	定着支援連携促進加算（新設）	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	居住支援連携体制加算（新設）	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
相談等	関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	雇用に伴う日常生活上の相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

医療連携体制加算の見直し ～医療的ケアの単価の充実等～

対象サービス： 短期入所^{a)}・重度障害者包括支援^{b)}・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援
共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

- 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

改定後							改定前（対象者数）		
	内容で分類		対象サービス及び時間	算定要件（対象者数）			1名	2～8名	
	医ケア以外	医ケア		1名	2名	3～8名 「6」の場合：3名			
1	○	}	1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位	
2	○		1時間以上2時間未満	63単位					
3	○		2時間以上	125単位					
4		○	4時間未満注1)	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	a,b) 300単位 その他) 250単位		
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位			
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位			
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日							1,000単位	500単位

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。

※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

〔現 行〕

- 従業者への研修実施（努力義務）
- 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

〔見直し後〕

- 従業者への研修実施（義務化）
- 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果に従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算 5 単位／日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し

- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直すことにより取得促進を図る。
- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点からの見直しを行う。
① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組 ・ 職員のキャリアアップに資する取組 ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組 ・ 生産性の向上につながる取組
・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組 ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。
- 従来からの処遇改善加算の減算区分であるⅣ及びⅤ並びに処遇改善特別加算（※）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。（※）処遇改善加算よりも下位の加算（障害報酬における独自の加算）
- 処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す（※）。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえて、今回及び今後の算定方法において段階的に反映する。
（※）処遇改善加算の加算率の算定方法の見直し
これまで用いている社会福祉施設等調査では、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離がみられること等から、今後の加算率の算定に当たっては、複数のサービスにグループ分けした上で、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いる。

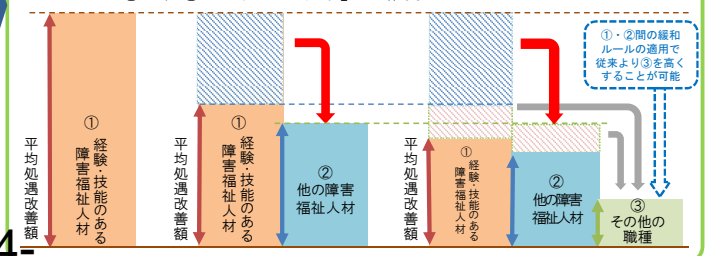
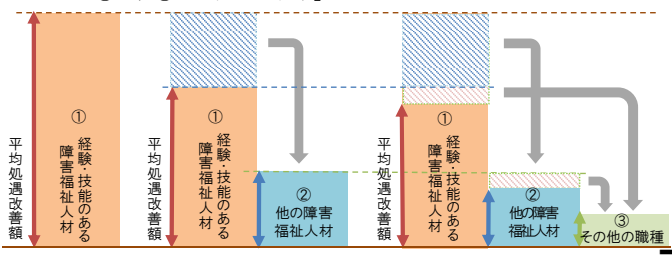
特定処遇改善加算の配分ルールの緩和

<見直し前>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
・ 「①は、②の2倍以上」
・ 「③は、②の2分の1以下」

<見直し後>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増 → 維持
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
・ 「①は、②より高く」 → 緩和
・ 「③は、②の2分の1以下」 → 維持



(参考) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算・処遇改善加算の全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を２段階に設定

<特定処遇改善加算の取得状況>

	令和元年10月	令和2年1月	令和2年4月	令和2年9月
(Ⅰ)	21.5%	24.4%	28.3%	29.2%
(Ⅱ)	11.6%	14.2%	17.2%	17.6%
合計	33.1%	38.5%	45.5%	46.8%

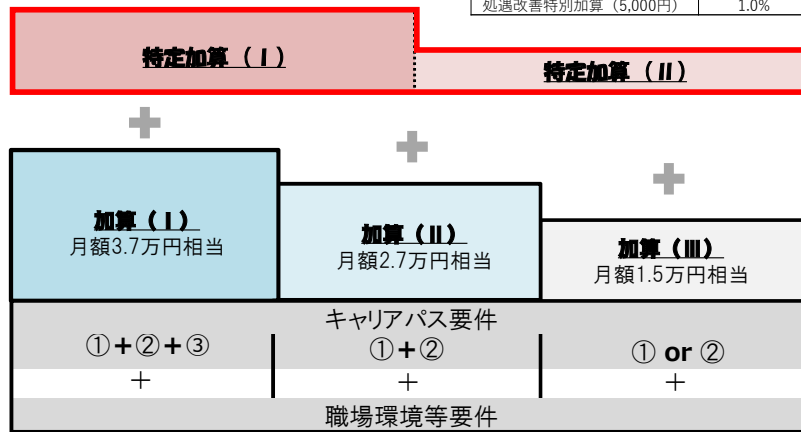
<処遇改善加算・処遇改善特別加算の取得状況>

	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和2年9月
Ⅰ（37,000円）	48.8%	58.1%	62.7%	67.5%	68.1%
Ⅱ（27,000円）	14.8%	9.9%	8.6%	7.4%	7.3%
Ⅲ（15,000円）	11.8%	9.8%	8.7%	7.2%	7.0%
Ⅳ（Ⅲ×0.9）	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%
Ⅴ（Ⅲ×0.8）	0.6%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%
処遇改善加算合計	77.0%	79.2%	81.1%	82.8%	83.1%
処遇改善特別加算（5,000円）	1.0%	0.9%	0.6%	0.5%	0.5%

特定処遇改善
加算の区分

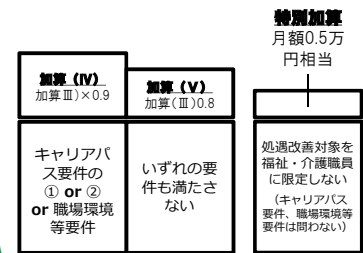
現行の処遇改善
加算の区分

算定要件



以下の加算区分は廃止

※ 経過措置として、令和2年度末から引き続き算定する事業所のみ令和3年度中（令和4年3月サービス提供分）までは算定可能



(注) 「キャリアパス要件①」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件②」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件③」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和3年2月4日

障害福祉サービス等

報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・7

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実・・・・・・・・・・	7
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進・・・・・・・・	7
(3) ピアサポートの専門性の評価・・・・・・・・・・	10
(4) 感染症や災害への対応力の強化・・・・・・・・・・	11
(5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・	12
(6) 医療連携体制加算の見直し・・・・・・・・・・	12
(7) 障害者虐待防止の更なる推進・・・・・・・・・・	14
(8) 身体拘束等の適正化・・・・・・・・・・	14
(9) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・	16
(10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し・・	17
(11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し・・・・・・・・・・	18
(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用・・・・・・・・	19
(13) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・	21
(14) 補足給付の基準費用額の見直し・・・・・・・・・・	21
(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・・・・・・・・	21
(16) 送迎加算の取扱い・・・・・・・・・・	21

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護・・・・・・・・・・	22
(2) 重度訪問介護・・・・・・・・・・	23
(3) 同行援護・・・・・・・・・・	23
(4) 行動援護・・・・・・・・・・	24
(5) 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・	24

3 日中活動系サービス

(1) 療養介護・・・・・・・・・・	25
(2) 生活介護・・・・・・・・・・	25
(3) 短期入所・・・・・・・・・・	28

4 施設系・居住支援系サービス

- (1) 施設入所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (2) 共同生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (3) 自立生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

5 訓練系サービス

- (1) 自立訓練（機能訓練）・・・・・・・・・・・・ 39
- (2) 自立訓練（生活訓練）・・・・・・・・・・・・ 39

6 就労系サービス

- (1) 就労系サービスにおける共通的事項・・・・ 39
- (2) 就労移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (3) 就労定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (4) 就労継続支援A型・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (5) 就労継続支援B型・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

7 相談系サービス

- (1) 計画相談支援、障害児相談支援・・・・・・ 51
- (2) 地域移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (3) 地域定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

8 障害児通所支援

- (1) 障害児通所支援における共通事項・・・・・・ 56
- (2) 児童発達支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (3) 医療型児童発達支援・・・・・・・・・・・・・・ 62
- (4) 放課後等デイサービス・・・・・・・・・・・・ 62
- (5) 居宅訪問型児童発達支援・・・・・・・・・・・・ 63
- (6) 保育所等訪問支援・・・・・・・・・・・・・・ 64

9 障害児入所支援

- (1) 障害児入所支援における共通事項・・・・・・ 64
- (2) 福祉型障害児入所施設・・・・・・・・・・・・ 65
- (3) 医療型障害児入所施設・・・・・・・・・・・・ 68

第3 終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

【訪問系サービス】・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

居宅介護サービス費

重度訪問介護サービス費

同行援護サービス費

行動援護サービス費

重度障害者等包括支援サービス費

【日中活動系サービス】・・・・・・・・・・・・ 77

療養介護サービス費

生活介護サービス費	
短期入所サービス費	
[施設系・居住支援系サービス]	83
施設入所支援サービス費	
共同生活援助サービス費	
自立生活援助サービス費	
[訓練系サービス]	90
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
[就労系サービス]	92
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
就労定着支援サービス費	
[相談系サービス]	105
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	107
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
居宅訪問型児童発達支援給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	119
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 医療連携体制加算の見直しについて	127
別紙3 夜間支援等体制加算の見直しについて	130
別紙4 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	138
別紙5 就労移行支援体制加算の見直しについて	141
別紙6 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について	147
別紙7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について	151
別紙8 地域区分について	154

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から14年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約120万人、国の予算額は約1.6兆円とそれぞれ約3倍に増加するなど、障害児者への支援は年々拡充している。
また、昨年5月には、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するための基本方針が示されている。
- 今般の報酬改定では、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴う障害児者のニーズへの対応、サービス利用の中核となる相談支援に係る質の向上等のための報酬改定を行う必要がある。
- さらに、利用者数やサービスを提供する事業所数が急増しているサービスがある状況において、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、エビデンスに基づくメリハリのある報酬体系への転換が求められる。
- 一方、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、障害福祉サービス等が利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症等が発生した場合でも、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることが再認識された。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に際しては、各事業所において、大変な苦勞を払い、感染症対策を講じながら必要なサービス提供の確保に取り組まれており、今後も感染症への対応力を強化し、感染対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保することが必要である。
- このような状況の中、昨年末の令和3年度予算の編成過程において、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.56%とし、感染症等への対応力を強化するとともに、サービスごとの報酬の設定においては、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、サービスごとの収支状況を踏まえつつ、メリハリのある対応を行うこととされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年2月から18回にわたって議論を行い、この間46の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。
この「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、上記の経緯等も踏まえつつ、これまでの検討内容を整理し、取りまとめたものである。

2. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援のために、地域における生活の場である共同生活援助について、重度化・高齢化に対応するための報酬等を見直しを行うとともに、生活介護等における重度障害者への支援の評価を行う。
- 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の整備促進のための見直しを行うとともに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。
- 相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しを行う。

(2) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- 障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、就労系サービスについて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等行う。
- 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに応じるため、短期入所において、医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るとともに、日中活動支援の充実を図る。
- 施設入所支援、訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細かな対応を評価する。

(3) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の支援について、前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準を見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分に医療的ケア児の区分を設定すること等を通じて、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けやすくなるようサービス提供体制を強化する。
- 放課後等デイサービスの基本報酬について、区分1・区分2の体系を廃止する。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、ケアニーズの高い障害

児の支援や専門職による支援などを評価する報酬体系に見直すとともに、支援の質を向上させるための従業者要件の見直しを行う。

- 障害児入所施設について、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」による提言などを踏まえ、人員基準の見直し、小規模グループケアやソーシャルワーカーの配置等を推進する。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬において、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

(5) 感染症や災害への対応力の強化等

- 障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行う。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用や報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るＩＣＴ等の活用等について、平時においても可能な取扱いとする。

(6) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等において利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスも見られるなど、その状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供ができるよう、サービス提供を行う施設・事業所の実態等を踏まえた上で、報酬・基準等の見直しを行う。
- 障害福祉サービス等の現場の人材確保・ＩＣＴの活用による業務効率化を図るための報酬・基準等の見直しを行う。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等について、整備の促進や機能の充実を図る。

① 緊急時における対応機能の強化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援】

- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の対応を行った場合に加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

+50単位／回※地域生活支援拠点等の場合

自立生活援助、地域定着支援

+50単位／日※地域生活支援拠点等の場合

※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に+50単位を上乗せする。

② 緊急時のための受入機能の強化【短期入所、重度障害者等包括支援】

- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の受け入れに限らず加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》

100単位／日

※ 指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。

※ 重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、その構築に資する取組を評価する。

① 夜間の緊急対応・電話相談の評価【自立生活援助】

- ・ 業務を適切に評価する観点から、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談を評価する加算を創設する。

《緊急時支援加算【新設】》

- イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位／日
 + 50単位／日※地域生活支援拠点等の場合（再掲）
- ※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。
- ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位／日
- ※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合に加算する。ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

② 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実（再掲）

③ 地域移行実績の更なる評価【地域移行支援】

- 平成30年度報酬改定では、前年度に1人以上の地域移行があった事業所に対する報酬（地域移行支援サービス費（Ⅰ））を新たに設定したが、地域移行支援の取組を更に推進し地域移行に向けたインセンティブを高めるため、前年度に3人以上の地域移行実績を有する事業所を更に評価する。

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現 行]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,059単位／月
 ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,347単位／月

[見直し後]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504単位／月
 ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062単位／月
 ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349単位／月

※ 見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

（1）前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。

（2）次の要件のうちいずれかを満たすこと。

① 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

② 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。

（3）1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

④ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援【地域移行支援】

- ・ 入院中の精神障害者に対する可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後1年未満に退院する場合について、退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価する。

《退院・退所月加算の拡充》

[現 行]

退院・退所月加算

2,700単位／月

[見直し後]

退院・退所月加算

2,700単位／月

+500単位／月※

- ※ 退院・退所月加算を算定する者が精神科病院に入院後3月以上1年未満の期間内に退院した者である場合に加算する。

⑤ 精神保健医療と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域定着支援】

- ・ 精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

《日常生活支援情報提供加算【新設】》

100単位／回（月1回を限度）

⑥ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ 障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

《居住支援連携体制加算【新設】》

35単位／月（体制加算）

- ※ 以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

- （1）居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。
- （2）月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

- ・ 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。

《地域居住支援体制強化推進加算【新設】》 500単位／回（月1回を限度）

（３）ピアサポートの専門性の評価 【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ ピアサポートの専門性について、利用者と同一目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上で不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。
- ※ 就労継続支援B型についても、基本報酬の報酬体系の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価する（後掲）。

《ピアサポート体制加算【新設】》 100単位／月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

（１）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

（２）（１）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

（３）（１）の者を配置していることを公表していること。

(4) 感染症や災害への対応力の強化

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

- ・ 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

③ 地域と連携した災害対策の推進【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。

《運営基準（療養介護の例）》

- 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- ※ 3年間の経過措置を設ける。

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 3年間の経過措置を設ける。

- 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価 【全サービス】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。

なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

《新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価》

全ての障害福祉サービス等事業所 基本報酬の合計単位数 × 0.1%

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。

（5）経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【居宅介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、計画相談支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設】

- ・ 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

（6）医療連携体制加算の見直し【重度障害者等包括支援、短期入所、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- ・ 医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業

務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障害児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、必要な見直しを行う。

- ① 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
- ② 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするを明確化する。
- ③ 福祉型短期入所について、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設ける。
- ④ 共同生活援助における看護師の確保に係る医療連携体制加算について、看護師1人につき算定できる利用者数の上限（20名まで）を設ける。

《医療連携体制加算の見直し》

〔現 行〕※ 短期入所の例

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人、4時間以下）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2～8人、4時間以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	39単位／日
ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）	1,000単位／日（利用者1人、4時間超）
ト	医療連携体制加算（Ⅶ）	500単位／日（利用者2～8人、4時間超）

〔見直し後〕※ 短期入所の例

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	<u>32単位／日（非医ケア、1時間未満）</u>
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	<u>63単位／日（非医ケア、1時間以上2時間未満）</u>
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	<u>125単位／日（非医ケア、2時間以上）</u>
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）（4時間未満）	
	(1)	<u>960単位／日（医ケア1人）</u>
	(2)	<u>600単位／日（医ケア2人）</u>
	(3)	<u>480単位／日（医ケア3～8人）</u>
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）（4時間以上）	
	(1)	<u>1,600単位／日（医ケア1人）</u>
	(2)	<u>960単位／日（医ケア2人）</u>
	(3)	<u>800単位／日（医ケア3～8人）</u>
ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）（8時間以上）	
	(1)	<u>2,000単位／日（高度な医ケア（※）1人）</u>
	(2)	<u>1,500単位／日（高度な医ケア（※）2人）</u>
	(3)	<u>1,000単位／日（高度な医ケア（※）3人）</u>

(※) 医療的ケアの判定スコアが16点以上の障害児者

ト	医療連携体制加算 (Ⅶ)	500単位／日
チ	医療連携体制加算 (Ⅷ)	100単位／日
リ	医療連携体制加算 (Ⅸ)	39単位／日

→「医療連携体制加算の見直しについて」(別紙2) 参照

(7) 障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

- ・ 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。
その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組を行うことができるよう、具体的な方法等を示す。
 - ・ 虐待防止委員会(※)の設置等の義務化
 - ・ 従業者への研修の実施の義務化
 - ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化
- (※) 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

《障害者虐待防止の更なる推進》

[現 行]

- ① 従業者への研修実施(努力義務)
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施(義務化)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底(義務化)
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置(義務化)

(8) 身体拘束等の適正化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包

括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、

- ・ まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令

和4年度から義務化

- ・ 減算の要件追加については令和5年4月から適用することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

- ② 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算（令和5年4月から適用）」を創設する。

今回追加する運営基準について、

- ・ 現在、その他のサービスにおいて義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」については、令和3年4月から義務化
- ・ その他のサービスにおいて今回改正で追加する事項については、令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化

することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

《運営基準【一部新設】》

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、全て新設。

[現 行]

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）

《身体拘束廃止未実施減算【一部新設】》

5単位／日

[現 行]

次の基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、新設。(令和5年4月から適用)
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること(令和5年4月から適用)
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること(令和5年4月から適用)
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと(令和5年4月から適用)

(9) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

- ① 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する見直しを行う。

《人員基準における両立支援への配慮》

[現 行]

【常勤】指定障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。

※ ただし、育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用している職員については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。

【常勤換算方式】事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

[見直し後]

- ① 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

- ② 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- ③ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。
- ④ ③の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

- ② 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を求めることとする。

《運営基準【新設】》

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（10）福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算については、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している障害福祉サービス等事業所については、1年間の経過措置期間を設けることとする。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の算定方法について、以下の見直しを行う。
- 福祉・介護職員数について、現行の加算率の算定に用いている社会福祉施設等調査では、障害者支援施設が実施している昼間の日中活動系サービスに従事する職員数がサービスごとに分類されていないことや、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離が見られることから、今後の加算率の算定に当たっては、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いることとする。

- ・ また、加算率については、サービスごとに設定しているところ、処遇改善加算の運用上、法人単位で加算額以上の賃金改善を行うことも可能としていることや類似するサービス間の均衡を踏まえ、類似する複数のサービスをグループ分けした上で加算率を設定する。
- ・ これらの見直しに際しては、加算率の大幅な変更による影響を緩和する観点から、各サービスの福祉・介護職員数や経営状況等を踏まえて、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映させることとする。

③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」について、各事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

ア 職場環境等要件について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。

- ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
- ・ 職員のキャリアアップに資する取組
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
- ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- ・ 生産性の向上につながる取組
- ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

イ 職場環境等要件に該当する取組の実施については、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。ただし、継続して処遇改善加算を取得している事業所において、当該年度に実施できない合理的な理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものとして認めても差し支えないこととする。

→「福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について」（別紙6）参照

（11）福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、加算の更なる取得促進を図るとともに、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールについて、より柔軟な配分を可能とするよう「経験・技能のある障害福祉人材」は「他の障害福祉人材」の「2倍以上と

すること」とするルールについて、「より高くすること」に見直す。

※ 「その他の職種」は「他の障害福祉人材」の「2分の1を上回らないこと」とするルールはこれを維持する。

※ 障害福祉サービス等に従事する職員の特性を考慮して設けられている「職員分類の変更特例」について、実際の届出事例を踏まえ、変更特例の対象となりうる職種をより幅広に例示し、周知する。

- ② また、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について、上記（10）の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率と同様、類似する複数のサービスをグループ分けした上で加算率を設定する。

→「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について」（別紙7）参照

（12）障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用【全サービス】

- ・ 障害福祉現場の業務効率化を図るため、下記の運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。

【委員会・会議等】

《感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

《身体拘束等の適正化のための対策検討委員会》 ※訪問系、通所系、入所系サービス

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

《虐待防止のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

虐待防止のための対策を検討する委員会

《個別支援計画作成等に係る担当者等会議》 ※通所系、入所系サービス

利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議

《サービス担当者会議・事例検討会等》 ※計画相談支援、障害児相談支援

サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等

《特定事業所加算》 ※訪問系サービス

利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議

《リハビリテーション加算》 ※生活介護

リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンス

《日中活動支援加算【新設】》 ※短期入所

日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面

《経口移行加算》 ※施設入所支援

経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面

《経口維持加算》 ※施設入所支援

経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等

《支援計画会議実施加算【新設】》 ※就労移行支援

就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議

《定着支援連携促進加算【新設】》 ※就労定着支援

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るための関係機関を交えた会議

《居住支援連携体制加算【新設】》 ※自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場

《関係機関連携加算》 ※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るための、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議

【相談・指導等】

《雇用に伴う日常生活の相談等》 ※就労定着支援

利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関して行う利用者に対する相談、指導等の支援

(13) 地域区分の見直し【全サービス】

- ・ 地域区分について、平成30年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることにする。ただし、隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、特例を適用できるものとする。

なお、見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和5年度末まで必要な経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙8）参照

(14) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]		[見直し後]
基準費用額	53,500円	→	54,000円

(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援（児童発達支援、医療型児童発達支援については食事提供加算）】

- ・ 令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

(16) 送迎加算の取扱い【就労継続支援A型、放課後等デイサービス】

- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において引き続き検討する事項とされていた、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算につい

て、送迎の実施に関する実態調査の結果を踏まえ、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

- 各サービスの報酬・基準に係る改定項目のうち、以下の改定項目については、全サービス共通の改定項目であるため、「再掲」としての記載は行っていない。
- ・ 1(4)① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化
 - ・ 1(4)② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化
 - ・ 1(4)④ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価
 - ・ 1(7) 障害者虐待防止の更なる推進
 - ・ 1(9) 人員基準における両立支援への配慮等（常勤要件及び常勤換算要件の一部緩和、適切な職場環境維持（ハラスメント対策））
 - ・ 1(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用
 - ・ 1(13) 地域区分の見直し

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護

① 居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

- ・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算を行う。

≪居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の評価の見直し≫

[現 行]

居宅介護職員初任者研修課程修了者（「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第548号）第6号の2に定める者。以下同じ。）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

[見直し後]

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算する。

② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（２）重度訪問介護

① 運転中における駐停車時の緊急支援の評価

- ・ ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車では障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

《移動介護緊急時支援加算【新設】》

240単位／日

※ 利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（３）同行援護

① 同行援護従業者要件の経過措置の延長

- ・ 同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、
 - 同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、
 - 盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること
 等も踏まえて、令和５年度末まで延長する。

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（４）行動援護

① 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

- ・ 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」（実務者研修修了者）等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、
 - 従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の修了予定がないことや、
 - 障害福祉人材の確保が困難である状況等を踏まえて、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長し、同研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図る。

② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

④ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（５）重度障害者等包括支援

① 対象者要件の見直し

- ・ 調査研究等において把握された実態を踏まえ、支援を必要とする者に対して一律にサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合にも対象となるよう要件を緩和する。

《対象者要件の見直し》

[現 行]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」の「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

[見直し後]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能及び緊急時のための受入機能の強化（再掲）
- ③ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

3 日中活動系サービス

（1）療養介護

① 対象者要件の明文化

- ・ 障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分5以上の者であって、(1)高度な医療的ケアを必要とする者、(2)強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、(3)遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者、(4)これらに準じる状態と市町村が認めた者を療養介護の対象者として明文化する。

② 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

④ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（2）生活介護

① 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設する。

＜常勤看護職員等配置加算の拡充＞

[現 行]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

（1）利用定員が20人以下	28単位／日
（2）利用定員が21人以上40人以下	19単位／日
（3）利用定員が41人以上60人以下	11単位／日
（4）利用定員が61人以上80人以下	8単位／日
（5）利用定員が81人以上	6単位／日

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

第3 終わりに

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、次期報酬改定に向けて引き続き検討・検証を行う。
 - ① **ピアサポートの専門性について**
 - ・ ピアサポートの専門性の評価の対象サービスについて、ピアサポート体制加算の運用状況を踏まえつつ、引き続き検討する。
 - ② **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**
 - ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
 - ③ **自立生活援助の標準利用期間について**
 - ・ 自立生活援助の標準利用期間については、支給決定期間の更新の運用状況を踏まえつつ、今後の課題として引き続き検討する。
 - ④ **自立訓練における支援の在り方について**
 - ・ 自立訓練における支援の在り方について、訓練効果の標準的な評価手法の検討や、機能訓練及び生活訓練の対象者の見直し後の運用状況等を踏まえ、引き続き検討する。
 - ⑤ **就労系サービスの在り方について**
 - ・ 就労系サービスの在り方については、今回の報酬改定の内容を踏まえ、雇用担当部局と連携し、その検討を進める。
 - ⑥ **計画相談支援及び障害児相談支援の業務の報酬上の評価等について**
 - ・ 多岐に渡る計画相談支援等の業務をより適切に評価するため、計画相談支援等の業務に関する報酬上の評価や担当件数、モニタリング実施標準期間の在り方について引き続き検討する。
 - ⑦ **放課後等デイサービスの在り方について**
 - ・ 放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度の在り方を今後検討する。その中で、放課後等デイサービスの利用対象児童となる学校の範囲等について検討を深める。

⑧ 障害福祉サービス等経営実態調査等の活用について

- ・ 障害福祉サービス等の持続可能性を確保していくためには、今後も各サービスの経営状況やサービスの質を反映したきめ細かな報酬を設定する必要があることから、障害福祉サービス等経営実態調査等をより有効に活用し、精緻な分析を行うための方策について研究を進める。

⑨ 障害福祉現場の業務効率化の推進について

- ・ 人材確保の観点からも、障害福祉現場の業務効率化及び職員の負担軽減をさらに推進していく必要があることを踏まえ、調査研究等の実施を通じて、これらに関する実証データの収集に努めながら、その方策について検討を進める。
- ・ また、各種会議や多職種間の連携及びサービス提供におけるＩＣＴの活用方策等についても、今回の改定におけるＩＣＴの活用等に係る実施状況を踏まえつつ、検討を進める。

⑩ 食事提供体制加算について

- ・ 食事提供体制加算については、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	現行
《訪問系サービス》 第 1 居宅介護 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u> (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u> (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u> (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u> (7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>916 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>83 単位</u> を加算した単位数 ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u> (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u> (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u> (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u>	《訪問系サービス》 第 1 居宅介護 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>249 単位</u> (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>393 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>571 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>652 単位</u> (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>734 単位</u> (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>815 単位</u> (7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>896 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>81 単位</u> を加算した単位数 ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>249 単位</u> (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>393 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>571 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>652 単位</u> (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>734 単位</u> (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>815 単位</u>

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>916 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>83 単位</u>を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>105 単位</u> (2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合 <u>152 単位</u> (3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合 <u>196 単位</u> (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合 <u>238 単位</u> (5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>274 単位</u> (6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>309 単位</u>に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに <u>35 単位</u>を加算した単位数 ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>105 単位</u> (2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合 <u>196 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>274 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>343 単位</u>に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>69 単位</u>を加算した単位数 ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>101 単位</u> ※共生型サービスは上記と同様。 第 2 重度訪問介護 重度訪問介護サービス費 イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合 (1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>185 単位</u>	(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>896 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>81 単位</u>を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>102 単位</u> (2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合 <u>148 単位</u> (3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合 <u>191 単位</u> (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合 <u>232 単位</u> (5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>268 単位</u> (6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>302 単位</u>に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに <u>34 単位</u>を加算した単位数 ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>102 単位</u> (2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合 <u>191 単位</u> (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>268 単位</u> (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>336 単位</u>に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>68 単位</u>を加算した単位数 ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>98 単位</u> ※共生型サービスは上記と同様。 第 2 重度訪問介護 重度訪問介護サービス費 イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合 (1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>184 単位</u>
---	--

(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>366 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>457 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>549 単位</u>
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>640 単位</u>	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>639 単位</u>
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>732 単位</u>	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>731 単位</u>
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>817 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>816 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	<u>1,497 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	<u>1,496 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	<u>2,172 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	<u>2,171 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	<u>2,818 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	<u>2,817 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	<u>3,500 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	<u>3,499 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合		□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>185 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>184 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>366 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>457 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>549 単位</u>

- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 640 単位
- (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 732 単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 817 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,497 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合
2,172 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合
2,818 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合
3,500 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

※共生型サービスは上記と同様。

第3 同行援護

同行援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 190 単位
- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 300 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 433 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 498 単位

- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 639 単位
- (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 731 単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 816 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,496 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合
2,171 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合
2,817 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合
3,499 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

※共生型サービスは上記と同様。

第3 同行援護

同行援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 184 単位
- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 292 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 421 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 485 単位

ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	563 単位	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	548 単位
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	628 単位	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	611 単位
ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>693 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>65 単位</u> を加算した単位数		ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>674 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>63 単位</u> を加算した単位数	
第 4 行動援護		第 4 行動援護	
行動援護サービス費		行動援護サービス費	
イ 所要時間 30 分未満の場合	258 単位	イ 所要時間 30 分未満の場合	255 単位
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	407 単位	ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	403 単位
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	592 単位	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	587 単位
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	741 単位	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	735 単位
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	891 単位	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	884 単位
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,040 単位	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,032 単位
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,191 単位	ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,182 単位
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,340 単位	チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,330 単位
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,491 単位	リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,480 単位
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,641 単位	ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,628 単位
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,791 単位	ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,777 単位
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,940 単位	ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,925 単位
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,091 単位	ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,075 単位
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,240 単位	カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,223 単位
コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,391 単位	コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,373 単位
タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,540 単位	タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,520 単位

第5 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 203 単位

(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合 303 単位に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数

(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合
2,501 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1 日につき） 953 単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1 日につき） 1,003 単位

《日中活動系サービス》

第1 療養介護

療養介護サービス費（1 日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費（I）

第5 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 202 単位

(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合 302 単位に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数

(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合
2,500 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1 日につき） 949 単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1 日につき） 1,000 単位

《日中活動系サービス》

第1 療養介護

療養介護サービス費（1 日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費（I）

地域区分の見直しについて

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせる。

【経過措置】 令和２年度までの地域区分と令和３年度における介護報酬の地域区分の範囲で設定する。

※ 平成 30 年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成 30 年度以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲内において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、令和 5 年度まで延長することを認める。

【特例】 以下の①又は②の場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で見直すことを認める。

① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 ※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に 3 級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

→ 経過措置及び特例の適用については、各自治体の意向を踏まえることとする。

○ 令和3～5年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

		見直し後の障害者の地域区分								
		1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)	
現 行 の 障 害 者 の 地 域 区 分	1級地 (20%)	東京都 特別区								
	2級地 (16%)		東京都 町田市、狛江市、多摩市 神奈川県 横浜市の、川崎市 大崎市							
	3級地 (15%)			埼玉県 さいたま市、和光市 千葉県 千葉市、成田市、印西市 東京都 八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、 小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、 福生市、清瀬市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市の 大阪府 守口市、大東市、門真市 兵庫県 芦屋市						
	4級地 (12%)			東京都 青梅市、東村山市 茨城県 牛久市、 松橋市、浦安市、袖ヶ浦市 千葉県 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市 大阪府 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、 寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市、西宮市、宝塚市	茨城県 取手市、つくば市					
	5級地 (10%)		東京都 東久留米市 埼玉県 習志野市 神奈川県 海老名市 愛知県 刈谷市、豊田市	埼玉県 志木市 千葉県 習志野市 神奈川県 海老名市 愛知県 刈谷市、豊田市	茨城県 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、守谷市 埼玉県 朝霞市、新座市、ふじみ野市 千葉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四街道市 東京都 羽村市、あきる野市、日の出町 神奈川県 横浜市の、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、 伊勢原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町 滋賀県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、 高石市、東大阪市、交野市 兵庫県 尼崎市の、川西市、三田市 広島県 広島市の、府中町 福岡県 福岡市	東京都 練馬市 愛知県 豊明市				
	6級地 (6%)		大阪府 四條畷市		千葉県 八千代市 愛知県 みよし市 兵庫県 伊丹市 福岡県 春日市	宮城県 仙台市 茨城県 古河市、龍ヶ崎市の、利根町 栃木県 宇都宮市、下野市、野木町 高崎市 川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、 鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、楊梅市、久喜市、北本市、 八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、古川市、白岡市、伊奈町、 三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町 木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、狭山市、狭ヶ谷市、白井市、酒々井町 武蔵村山市、奥多摩町 三浦市、墨野市、東松山、大磯町、二宮町、清川町 埼玉県 越前市 静岡県 静岡市 岡山県 岡崎市の、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、稲沢市、大府市、 知立市、東尾張市の、日進市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、 東郷町、大治町、蟹江町 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 三重県 津市、守山市、東美市、伊賀市 滋賀県 甲子市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町 京都府 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、 羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、 守田町、柏島町、田尻町、岬町、太子町、河内町、千早赤阪村 兵庫県 明石市、播磨川町 奈良県 奈良市、大和郡山市、大和郡山市、生駒市 福岡県 大野城市、糟津市	茨城県 ひたちなか市、那珂市、大洗町、東海村、阿見町 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 知多市	京都府 南丹市		
	7級地 (3%)				千葉県 栄町	埼玉県 飯橋市、坂戸市 東京都 瑞穂町 茨城県 清原市、豊山町、飛島村	北海道 札幌市 茨城県 結城市、下妻市、茨城市、笠間市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜井市、つくばみらい市、河内町、 八千代町、五原町、埴町 栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町 群馬県 前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町 埼玉県 熊谷市、深谷市、白岡市、毛呂山町、越生町、滑川市、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、 ときがわ町、寄居町 千葉県 東金市、君津市、富津市、八街市、富津市、山武市、大網白里市、長柄町、長南町 神奈川県 相模町 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市、内灘町 福井県 坂井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊豆市、下諏訪町 岐阜県 大垣市、富山市、多治見市、関市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、 裾野市、湖西市、岡崎市、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、豊川市、豊橋市、大山市、常滑市、江津町、小牧市、新城市、東海市、 高浜市、若倉市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根町 三重県 名張市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町 滋賀県 長浜市、野洲市、湖南市、草津市、栗東市、守山市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、坂城町、 川原町、三宅町、田原本町、曾根村、明日香村、上牧町、壬午町、広陵町、河合町 京都府 城陽市、大山崎町、久御山町、井手町 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町 奈良県 大和町、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、坂城町、 河合町、川西町、三宅町、田原本町、曾根村、明日香村、上牧町、壬午町、広陵町、河合町 和歌山県 和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町 山口県 山口市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市、飯塚市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市、粕屋町 長崎県 長崎市	宮城県 多賀城市	茨城県 かずみがうら市、小美玉市 千葉県 山北町 東京都 日野町 滋賀県 日野町 兵庫県 丹波篠山市	全ての都道府県1級地から7級地以外の地域
	その他 (0%)									

○ 令和3～5年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

		見直し後の障害児の地域区分										
		1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)			
現 行 の 障 害 児 の 地 域 区 分	1級地 (20%)	東京都 特別区										
	2級地 (16%)	千葉県 袖ヶ浦市、印西市 東京都 町田市、柏江市、多摩市 神奈川県 横浜市の、川崎市 大阪府 大阪市	東京都 武蔵野市、国分寺市、清瀬市、東久留米市									
	3級地 (15%)			埼玉県 さいたま市、和光市 千葉県 千葉市、成田市 東京都 八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市の 大阪府 守口市、大東市、門真市 兵庫県 西宮市、芦屋市、宝塚市	千葉県 習志野市、八千代市							
	4級地 (12%)			東京都 東村山市	茨城県 牛久市の 埼玉県 東松山市、鶴岡市、志木市の 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 相模原市、鎌沢市、延子市、沼木市の 大阪府 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市の 神戸市 神戸市の	茨城県 取手市、つくば市の						
	5級地 (10%)				神奈川県 海老名市の 愛知県 刈谷市、豊田市の	茨城県 水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市の、守谷市の 埼玉県 新座市、富士見市の、ふじみ野市の、三芳町の 千葉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四街道市の 東京都 あきる野市の 神奈川県 藤沢市の、平塚市の、小田原市の、茅ヶ崎市の、大和市の、伊勢原市の、海老市、綾瀬市の、寒川町の、愛川町の 愛知県 西尾市の 滋賀県 大津市の、草津市の 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市の、八尾市の、松原市の、摂津市の、高石市の、東大阪市の、交野市の 兵庫県 尼崎市の、伊丹市の、三田市の、川西市の 広島県 広島市の、府中町の 福岡県 福岡市の	愛知県 豊明市の 大阪府 羽曳野市の					
	6級地 (6%)		大阪府 西條町の			千葉県 深町の 愛知県 みよし市の 福岡県 春日市の	茨城県 仙台市の 茨城県 古河市の、利根町の 栃木県 宇都宮市の、下野市の、野木町の 埼玉県 熊谷市の 埼玉県 川越市の、川口市、行田市、所沢市の、加須市の、春日部市の、熊山の、羽生の、鴻巣市の、上尾市の、草加市の、越谷市の、蕨市の、戸田市、入間市、桶川市の、久喜市の、北本市、八潮市の、三郷市の、蓮田市の、坂戸市の、幸手市の、鶴ヶ島市の、吉川市の、白岡市の、伊奈町の、吉代町の、杉戸町の、松伏町の 千葉県 野田市の、茂原市の、柏市の、流山市、白井市の、流々井町の 東京都 武蔵村山市、奥多摩町の 神奈川県 三浦市の、藤沢市の、雲山町の、二宮町の、大磯町の、清川町の 茨城県 鹿嶋市の 埼玉県 越谷市の 埼玉県 坂本町の 静岡県 静岡市の 愛知県 岡崎市の、瀬戸市の、春日井市の、豊川市の、津島町の、碧南市、安城市、稲沢市の、大府市の、知立市の、愛西市、北本市、津市、所沢市、赤松市、大谷町、聖江町の 三重県 津市の、四日市市の、桑名市の、鈴鹿市の、亀山市 滋賀県 彦根市の、守山市、栗東市の、甲賀市の 京都府 宇治市の、亀岡市の、向日町の、長岡京市の、八幡市の、京田辺市の、木津川市の、精華町の 大阪府 岸和田市の、東大津町の、貝塚町の、泉佐野市の、富田林市の、河内長野市の、和泉市の、柏原市の、藤井寺町の、長瀬市の、大飯狭山市、飯南市の、島本町の、船勢町の、志保町の、熊取町の、田沢町の、明和町の、太子町、河内町の、千早赤阪村の 兵庫県 明石市の、篠川町の 奈良県 和歌山市、橘本町の 福岡県 大野城市、太宰府市の、糸島市の、福津市の、粕屋町の	茨城県 ひたちなか市の 栃木県 大田原市の 埼玉県 清川町の 埼玉県 沼津市の、御殿場の 愛知県 知多市の				
	7級地 (3%)				東京都 日の出町の	埼玉県 飯能町の 東京都 羽村町、瑞穂町の、瑞穂町の 愛知県 白達市の、清瀬市の、長久手市の、東郷町の、雲山町の、滝島町の 大阪府 豊能町の	北海道 札幌市の 茨城県 結城市の、笠間市の、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市の、阿見町の、河内町、八千代町、五箇町、埴町の 栃木県 栃木市の、鹿沼市の、日光市の、小山市、真岡市の、さくら市の、壬生町の 群馬県 前橋市の、太田市の、渋川市の、伊勢崎町の 埼玉県 熊谷市の、深谷市の、日高市の、毛呂山町の、越生町の、吉里町の、鳩山町の、寄居町の 千葉県 木更津市の、東金市の、君津市の、富津市の、八街市の、長狭町の、長南町の 神奈川県 藤沢町の 新潟県 新潟町の 富山県 富山町の 石川県 金沢市の、内灘町の 福井県 福井町の 山梨県 甲府市の 長野県 長野市の、松本市、諏訪市の、伊那市の 大宮市、多分見市、美濃加茂市、各務原市、可児市の 静岡県 浜松市の、三島市の、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、小山町、川根本町、森町の 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、大山市、米津市、江南市、小牧市、東海市、尾張旭市、高浜市、田原市、阿久比町、東海町、幸田町、追分町、美濃町の、恵那町の、名張市、伊賀市、いなべ市、木曽郡町、東員町、浪野町、朝日町、川越町の 三重県 長浜市、鈴鹿市、津市、美濃市、美濃江町の 京都府 城陽市、大山崎町、久御山町の 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市 奈良県 天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、五ヶ野市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾根村、明日香村、上牧町、広陵町、河合町の 岡山県 岡山市 広島県 三原市、東広島市、廿日市市、海田市、坂町 岡山県 岡南町の 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市、篠塚市、筑紫野市 長崎県 長崎市	茨城県 名取市 兵庫県 赤穂市				
そ の 他 (0%)						茨城県 多賀城市 千葉県 鎌ヶ谷市	茨城県 下妻市、常総市、かすみがうら市、つくばみらい市、大洗町 群馬県 玉村町 埼玉県 川島町 千葉県 富津市 神奈川県 山北町 静岡県 島田市 愛知県 津島市、岩倉市、大口町、扶桑町 滋賀県 瀬田町 福岡県 那珂川市	全ての都道府県1級地から7級地以外の地域				